

令和元年7月18日

小金井市長 西岡 真一郎

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の
意見について

令和元年7月4日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「若者の市民参加を促進するための方策について」に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

1 参加しやすく議論しやすいワークショップの運営について

市といたしましては、今後の市民参加の一層の促進のための手法の一つとして、ワークショップの開催は有効であり、その活用が有用な場合には積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

特に参加率の低い若年世代の参加促進のため、参加しやすく興味を持ちやすいテーマの設定、教育機関への呼びかけ等を行い、若年世代の参加を積極的に呼びかけてまいります。また、実施においては、適切なグループ規模の設定、継続参加につながるような運営、服装や話し方の工夫などによる対話を意識した雰囲気構築など、ワークショップの内容や会場規模など諸条件を勘案した上で、参加及び議論のしやすい環境づくりに努めてまいります。

なお、ワークショップにかかわらず、参加者の性別や年齢を考慮して実施する無作為抽出による参加者選出については、多様な市民が参加できるよう引き続き導入を進めてまいります。

2 ワークショップの内容を踏まえた広報戦略および参加成果について

ワークショップに係る広報については、市報やホームページ等を通じて、広く市民参加を呼びかけるとともに、主な対象となる層を意識したポスターやチラシ、郵便、SNS等、場合に応じた適切な広報を行うよう努めてまいります。なお、広報の双方向性については、有効性は理解するものの、情報発信の公平性やセキュリティの確保などの観点からの検討が必要であると考えます。

また、ワークショップの成果の反映については、継続的な市民参加へと繋げるため、ホームページ等での公表を行い参加者へフィードバックするとともに、ファシリテーターが継続的に参加していただけるよう考慮した広報に努めてまいります。

3 外部の団体との協働

ワークショップの運営を外部団体と協働で行うことは、質の高い運営ノウハウの活用、飲食物の提供、テーマごとに適した手法の選択といった多様な運営など、様々な効果が期待でき、ワークショップ実施の一般化に大きく寄与する取組であり、市職員の能力向上の面からも有効であると考えます。ワークショップ実施に当たっては、財政的な面も考慮しつつ、市民活動団体、学生団体、民間企業など、多様な主体との協働や一部委託を選択肢として検討するよう努めます。

4 ワークショップの原則化

計画策定時における市民参加手法として、ワークショップは非常に有効な手段の一つです。計画によっては、他の市民参加手法が望ましいものなどもあると考えられることから、導入期間として5年を目途に、主要な計画策定時にワークショップの導入を目指すよう努めます。

それに向け、計画策定時にはワークショップの実施を検討することを周知徹底するとともに、導入に向けた取組の進捗状況を定期的に推進会議に報告いたします。

また、市としましても、職員のファシリテーションに関わる研修は業務改善に資するものと認識し、人材育成基本方針に定める独自研修の一つとして定めているところであり、引き続き市職員のファシリテーション能力の育成に努めます。なお、同方針の改訂の際には、提言の趣旨を踏まえ検討いたします。